

建設工事の入札制度改定に係る説明会における質疑応答

過日行われました標記説明会での主な質疑応答について取りまとめましたので、参考として下さい。

2 災害時の緊急体制を整えている企業を評価する総合評価落札方式について

| 質 問 | 回 答 |
|---|--|
| 被災状況調査などの緊急活動に協力する体制を整えている企業を評価するとあるが、どのような企業か。 | 長野県被災建築物応急危険度判定士又は長野県砂防ボランティア協会に所属する斜面判定士の認定を受けている者のいずれかの者を雇用している企業を評価します。 |

3 適正な労働賃金の支払を評価する総合評価落札方式の試行について

| 質 問 | 回 答 |
|--|---|
| 標準見積書の労務費総額が設計労務費の87.5%以上とあるが、現場条件や施工性などにより下回る場合はどうなるか。 | 現場条件や施工性等が一律でないことを踏まえ、個々の下請契約の労務費を評価対象とせず、工事全体の労務費総額を評価対象としました。基準を下回る場合は、理由書を提出していただきます。 |
| 市場単価のような労務費と資材費などが分離できない場合、労務費の見積りはどうすればよいか。 | 労務費と資材費等が分けられない場合は、労務費算定の対象外としています。 |
| 内訳書等の提出及び下請要件付きの受注希望型競争入札の場合、下請負人を変更する合理的な理由として、安い下請金額の企業と契約するというのは理由とならない。この取組みでは考慮されるのか。 | この取組においても、内訳書等の提出及び下請要件付き受注希望型競争入札における入札時審査や契約後の履行状況の確認などは試行要領のとおり行います。 入札時に標準見積書で見積書を提出していただく必要はありませんが契約後に標準見積書の提出をお願いします。 各発注機関で1件程度取組を試行し、内容を検証をしてみます。 |

4 総合評価落札方式における技術者の育休等の取得に係る評価対象期間について

| 質 問 | 回 答 |
|---------------------------|--|
| 技術者の育休等に相当する期間を延長する主旨は何か。 | 産休・育休取得中の仕事に従事できない期間について、技術者の評価対象期間を延長することで、仕事と子育てを両立する技術者を支援する取組です。 |

5 業種ごとの工事(業務)成績評定点で評価する総合評価落札方式について

| 質 問 | 回 答 |
|--|---|
| 総合評価落札方式の業種ごとの工事(業務)成績点で加点する取組について「土木一式」は、いつから実施するか。 | 専門性が高い工事・業務について業種別の工事(業務)成績評定点で、企業の技術力を適切に評価する取組であり、総合的な企画、指導、調整を必要とする土木一式、建築一式の業種は対象としません。 |
| 業種ごと評価する場合に限りと書いてあるが、業種ごと評価する場合とはどういう場合か。 | 業種ごとの工事(業務)成績を評価する対象業種と適用時期は下記のとおりです。対象業種における総合評価落札方式入札案件すべてでこの取組を実施します。 ・平成28年10月1日公告案件から適用 工事:「電気工事」「管工事」「鋼構造物工事」「水道施設工事」 委託:「測量」「建築コンサルタント」「建設コンサルタント」「地質調査」「補償コンサルタント」 ・平成29年4月以降の公告案件から適用 工事:「とび・土工・コンクリート工事」「ほ装工事」 |
| 算定方法の中で、算定期間はどうか。現状どおり四半期ごとに見直すのか。 | 過去2か年または4か年の工事(業務)成績評定点を、四半期毎に見直して適用します。平成27年10月1日以降にしゅん工した工事(業務)成績点は業種ごと記載され、それ以前は業種ごとに記載されていません。基準日を定め算定対象の期間を明確にしました。 |

6 総合評価落札方式における優秀工事表彰等の評価対象の拡大について

| 質 問 | 回 答 |
|--|--|
| 国土交通省に所属する事務所長の表彰実績について、工事実績及び技術者要件の評価対象に加えることとあるが、林野庁は該当するのか。 | 国土交通省以外の国機関の表彰は、表彰基準等を検証するなかで対象とするか検討していきます。 |

7 土木工事積算体系の変更について

| 質 問 | 回 答 |
|----------------------|-------------------------------|
| 公表用設計書の表示内容に変更はあるのか。 | 公表用設計書は従来どおり工事費内訳書のみの公表になります。 |

8 総価契約単価合意方式の試行について

| 質 問 | 回 答 |
|--|-----------------------|
| 入札時に提出する内訳書の単価と、単価合意の際に提出する内訳書の単価が異なってもよいのか。 | 構いません。 |
| 国土交通省の要領では、受注者が契約後に単価個別合意方式と単価包括合意方式のいずれかを選択できるようになっているのが、今回の県の試行でも同様に選択できるのか。 | 国土交通省と同様の取扱いを予定しています。 |

その他

| 質 問 | 回 答 |
|--|---|
| 現行において委託業務でくじ引きが大変多くなかなか受注ができない。対策を検討願いたい。 | 委託に限らず工事でもくじ引きが多いことは認識しており、対策の一つとして総合評価落札方式での発注があります。今後、引き続き入札状況に注視してまいります。 |